

保険会社に対する監督上の措置の見直しについて

I. 趣旨

保険会社の財務の健全性の確保を通じ、保険契約者等の保護を図る観点から、保険会社に対する監督上の措置等について見直しを行うこととし、以下のとおり保険業法施行規則（内閣府令）及び告示等の改正を3月30日付で行った。

II. 内容

1. ソルベンシー・マージン基準の見直し

イ 有価証券の評価損益の反映（分子）

時価会計の導入を踏まえ、上場株式に加え、非上場株式、国内債券、外国証券の評価損益を新たに対象とする。

ロ 時価評価額に基づくリスク額の算定（分母）

価格変動リスク及び信用リスクの対象価額を取得価額から時価評価額に変更。

ハ 債券の価格変動リスクの算入（分母）

国内債券についても価格変動リスクの対象とする。

（注）有価証券のうち「その他有価証券」については、時価会計の適用は、来年3月期から（本年3月期は任意適用）であるが、ソルベンシー・マージン基準においては、「その他有価証券」についても本年3月期から時価会計を導入したものととして、上記の見直しを適用。

ニ 「将来利益」の算入の厳格化（分子）

有配当契約の減配により生じるリスク対応財源である「将来利益」の算入割合を制限（現行100%→50%）。

ホ グループ内の銀行等とのダブル・ギアリングの否認（分子）

子会社等に該当する銀行等との劣後債等の意図的保有を否認。

2. ディスクロージャーの更なる充実

イ 新指標の創設

生命保険会社のフローの基礎的な収益の状況を示す指標を創設。

基礎利益＝経常利益－臨時損益

$$\begin{aligned} \text{臨時損益} &= (\text{金銭の信託運用益} - \text{同運用損}) \\ &+ (\text{有価証券売却益} - \text{有価証券売却損}) \\ &+ (\text{有価証券評価益} - \text{有価証券評価損}) \\ &+ (\text{為替差益} - \text{為替差損}) \\ &- (\text{個別貸倒引当金繰入額} + \text{特定海外債券引当金繰入額} \\ &\quad + \text{貸付金償却}) \\ &+ \text{財務再保険手数料} - \text{危険準備金繰入額} \end{aligned}$$

なお、有価証券売却損益、有価証券評価損益の額を別掲するものとする。

ロ ディスクロージャー補助資料作成の留意点

保険会社がディスクロージャー誌に関する簡易な説明資料を作成する場合、一部の指標を取り出すことによって全体が優良であるかのように表示することのないよう事務ガイドラインに規定。

3. モニタリングの強化

イ 内部管理指標によるモニタリング

保険会社の経営実態を総合的に把握するため、市場リスク、流動性リスク、信用リスク関係の内部管理指標を四半期毎に徴求。

ロ ソルベンシー・マージン比率等の上半期末の徴求

ソルベンシー・マージン比率及び実質資産負債差額について、事業年度末に加え、上半期末（9月末）にも徴求し、早期是正措置制度の発動基準等として活用。

ハ 決算見込みの計数によるモニタリング

下期入り後、当年度決算の見込みについて報告を徴求。

Ⅲ. 実施時期

ソルベンシー・マージン基準の見直しについて、平成13年3月31日から施行。

保険会社に対する監督上の措置の見直しの概要

○ ソルベンシー・マージン基準の見直し

⇒

- (1) 有価証券の評価損益の反映（分子）
時価会計の導入を踏まえ、上場株式に加え、非上場株式、国内債券、外国証券の評価損益を新たに対象とする。
- (2) 時価評価額に基づくリスク額の算定（分母）
価格変動リスク及び信用リスクの対象価額を取得価額から時価評価額に変更。
- (3) 債券の価格変動リスクの導入（分母）
国内債券についても価格変動リスクの対象とする。
- (4) 「将来利益」の制限（分子）
有配当契約の減配により生じるリスク対応財源である「将来利益」の算入割合を制限（現行100%→50%）。
(注) 「将来利益」は、配当準備金繰入額の過去5年間の平均額または直近の実績額のいずれか小さい額としている。
- (5) グループ内の銀行等とのダブル・ギアリングの否認（分子）
連結対象となる銀行等との劣後債等の意図的保有を否認。

○ ディスクロージャーの充実

⇒

- (1) 新指標の創設
保険会社のフローの基礎的な収益の状況を示す指標を創設。
- (2) ディスクロージャー補助資料作成の留意点
ディスクロージャー補助資料の内容において、一部の指標を記載することにより全体が優良であるかのように表示することをチェック。

○ モニタリングの強化

⇒

- (1) 内部管理指標によるモニタリング
保険会社の経営実態を四半期毎に総合的に把握。
- (2) ソルベンシー・マージン比率等の上半期の徴求
ソルベンシー・マージン比率及び実質資産負債差額について、事業年度末に加え、上半期（9月末）にも徴求し、早期是正措置制度の発動基準等として活用。
- (3) 決算見込みの計数によるモニタリング
下期入り後、当年度決算の見込みについて報告を求める。